

健 生 発 1 2 1 8 第 2 号
令 和 6 年 1 2 月 1 8 日

各
都 道 府 県 知 事
保健所設置市長
特 別 区 長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添 1）に基づき、実施していただいているところです。

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省・環境省令第 1 号）による下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）の一部改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を別紙のとおり改正し、同日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、公衆浴場において使用する水の衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別紙

○公衆浴場における衛生等管理要領等について（通知） 新旧対照表

（傍線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針 第 1～第 3 （略） 第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。 1 水質基準 ア・イ （略） ウ 大腸菌は、1 個／mL 以下であること。 エ （略） 2 検査方法 ア （略） イ 大腸菌の検査方法 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の大腸菌数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。 ウ・エ （略） 別添 2・3 （略）	別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針 第 1～第 3 （略） 第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。 1 水質基準 ア・イ （略） ウ 大腸菌群（<u>グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。</u>）は、1 個／mL 以下であること。 エ （略） 2 検査方法 ア （略） イ <u>大腸菌群</u>の検査方法 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。 ウ・エ （略） 別添 2・3 （略）